

皆さんおはようございます。

本日、議員の皆様のご御参集をいただき、7月県議会定例会を開会するに当たりまして、提出いたしました諸案件等の御説明に先立ち、2期目就任に当たりましての私の決意と所信を述べさせていただきますが、その前にまず、災害への対応について申し上げます。

先月から今月にかけて、地震、竜巻、豪雨と、大きな災害が立て続けに発生し、県内でも様々な被害が生じました。

これらの災害により、お亡くなりになられた方々とそのご遺族に対しまして、心から哀悼の誠を捧げますとともに、負傷された方々や被害に遭われた方々に、心からお見舞い申し上げます。

まず、6月18日に発生いたしました大阪北部を震源とする地震について申し上げます。

本県でも、平成7年の阪神淡路大震災以降、最大となる震度5弱の大きな揺れを観測し、水道、ガスなどのライフラインの被害のほか、交通機関の運転見合わせ等により、多くの方々に影響が生じることとなりました。

地震発生後、県では、ただちに災害警戒本部を立ち上げ、被害状況の確認のほか、被災建築物応急危険度判定士等の派遣調整、DMAT出動要請への対応などを行ったところです。

また、大阪府で、ブロック塀の下敷きになった女子児童が亡くなるという大変痛ましい被害が発生したことを受け、県立施設や県立学校のブロック塀の緊急点検を実施いたしました。この結果、危険性の高いブロ

ック塀等が相当数確認されましたことから、速やかに撤去等の対策を講じることとし、今定例会議におきまして、関連予算を上程させていただくことといたしました。

次に、6月29日に発生した米原市の竜巻災害について申し上げます。

被害区域は南北約3.7キロにおよぶ局地的な災害となり、8名の方が負傷され、多数の家屋等に損壊等の被害が発生しております。

県では、支援連絡調整会議を立ち上げるとともに、職員を現地に派遣し、被害の状況の把握と調査支援に当たりました。

また、被害を受けた方々を支援するため、日本赤十字社および県共同募金会の御協力も得て、義援金の募集を開始したほか、県立施設の復旧に向けた対策を早急に講じてまいります。

加えて、米原市からの詳細な被害状況の報告を踏まえて、被災者支援に係る対応を関係者と協議、検討してまいります。

そして、7月の豪雨でございますが、西日本を中心に、11府県で大雨特別警報が発表され、本県を含む各地で、観測史上最多雨量を記録するなど、記録的な豪雨となりました。

県内では、姉川など3河川で氾濫危険水位に達し、大津市をはじめ、4市で避難勧告や避難指示が発令されるなど、各地で河川の増水や土砂崩れが相次ぎ、高島市で水路に転落した男性が亡くなられたほか、床下浸水1件の住家被害、崩土による道路被害や農作物の冠水等の被害が生じたところです。また、JR等の交通機関の運行見合せや道路の通行規制などにより、県民生活にも大きな影響が生じることとなりました。

出水期でもありますことから、今後、被害の拡大ならびに二次被害が生じないように、復旧等の対応を図ってまいります。

県では、7月5日7時40分に災害警戒本部を設置し、市町とも連携を図りながら、被害状況の把握と住民の安全確保に対応してまいりました。特に、琵琶湖の水位上昇による沿岸部の浸水被害が懸念される状況となったため、7日未明に近畿地方整備局長に琵琶湖の水位を低下させるための対応について要請し、夕刻には、平成25年の台風第18号以来、5年ぶりとなる琵琶湖の氾濫注意情報を発表し、注意喚起を行ったところです。

また、今回の豪雨災害により甚大な被害のあった被災地および被災者を支援するため、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊が出動し、現地で活動されたほか、7月12日には災害支援本部を設置し、関西広域連合を通じて広島県に職員を派遣するなど、今後の状況も見据えながら、被災地に寄り添った支援に努めてまいります。

災害は、いつ、どこで、また、どのような形で発生するかわからないことを今回、改めて再認識いたしました。完全に防ぐことが難しい災害にどのように向き合い、備えていくのか、大きな課題ではございますが、復旧とあわせまして、しっかり検証を行いながら、不断に災害対応能力を高めてまいりたいと存じます。

また、連日、記録的な猛暑・酷暑が続いております。「命に関わる暑さ」への対策を県民の皆様にも講じていただけるよう、メッセージの発出等を行ってまいります。

2期目就任に当たりまして、私の決意と所信などについて申し上げます。

その前に、このたび、滋賀県議会議員補欠選挙で御当選を果たされました 桑野 仁議員、周防 清二議員におかれましては、誠におめでと

うございます。さらなる御活躍を心からお祈り申し上げます。一緒に頑張らしましょう。

さて、私は、今回の知事選挙におきまして、多くの県民の皆さんの御支持をいただき、引き続き滋賀県知事の職を担わせていただくことになりました。まずは、御支援いただきました県民の皆様方に心から厚く御礼申し上げると同時に、この選挙期間中も様々な形で、選挙に関わっていただき、お声を寄せていただきました皆様方に心から感謝を申し上げます。2期目は真価を問われる4年になると受け止め、1期目とは異なる緊張感・使命感をもって県政運営にあたらせていただきます。

自律と自制の念を新たにし、今後も、県民の皆様との対話を重ね、共感を広げ、ともに働く協働をつくることで、開かれた滋賀県政をつくってまいります。

私は4年前の知事就任後、滋賀県基本構想に、新しい豊かさを基本理念として掲げ、その実現に向けた施策を展開してまいりました。その結果、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指す琵琶湖保全再生計画の策定や国立環境研究所「琵琶湖分室」設置など琵琶湖政策や環境政策を一層推進する環境整備ができました。

また、県民の安全安心について、市町をはじめとする関係機関や地域の方々と連携した啓発活動等により交通事故や刑法犯認知件数が大幅に減少いたしました。

さらには、情報発信拠点「ここ滋賀」の設置、ビワイチの推進など滋賀の魅力発信等により観光客の増加につなげることができました。おかげさまでございます。

一方で、子育ての環境づくりや、環境や生態系保全につながる取組、東京オリンピック・パラリンピックや2024国体・全国障害者スポーツ

大会を見据えたスポーツや文化の取組など、さらに充実させるべき取組も多いと認識しております。

この4年間で進んだものはさらに伸ばし、道半ばのものはしっかりと取り組んでまいります。

このたびの選挙で、県内をくまなく回らせて頂き、本県は自然、水の恵みが豊かであり瑞穂の国であることを改めて実感いたしました。

一方で中山間地域などでは、空家や、荒れた土地が増えていること、人が入らなくなった山、獣害を受けないように囲って作物を作られている様子など、日々の生活に大変な御苦勞をされていると感じました。また、琵琶湖の現状に強い危機感を持ち心配されている方々が多くいらっしゃるということが分かりました。

今後、2025年にはすべての団塊の世代が後期高齢者となりますことから、日本は、世界でも例のない「超高齢者大国」の到来が予測されており、数少ない人口増加県でありました本県も、すでに2014年には人口減少に転じ、超高齢社会が確実に進行しています。

こうした中であって、持続可能な滋賀を築いていくための重要な4年間であると認識しております。

持続可能な社会を構築していくためには、まずはこの滋賀という地域が「健康」であることが重要であります。そこで、私はこれからの県政のメインテーマを「健康しが」として、私たち「人の健康」、地域や経済などの「社会の健康」、琵琶湖や山々も含めた「自然の健康」の3つの側面で施策を展開し、持続可能な滋賀を目指してまいります。

まずは、「人の健康」について申し上げます。

「人の健康」では、人権と多様性が尊重され、生きる力、学ぶ力で人

生 100 年時代を健康でいきいきと過ごすための取組を進めてまいります。

具体的には、健康寿命の要因を分析し、県民の皆さんにわかりやすくお示しすることで、県民、企業、自治体等がそれぞれの立場であるいは連携による健康づくりの展開を促してまいります。

今年度「健康しが」コ・クリエーション事業をスタートしましたが、先日は早速、民間企業のシリアル食品と、滋賀の発酵食を組み合わせたメニューを開発し、不足しがちな食物繊維を日々の生活で摂取して頂く取組を始めました。今後とも様々な取組を展開してまいります。

また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう介護人材や医療人材の確保、リハビリ提供体制の強化などによる地域包括ケアシステムの構築と、保育人材の確保や困窮家庭への子育て支援などをおして、安全・安心の子育て子育て環境づくりに取り組んでまいります。

また、指導力や読解力の向上による学力の向上や、体験活動と数学や理科などの教科の連動などにより、子どもたちの学びの質を高めるとともに、大学での学び直しなど生涯を通じた学ぶ機会の提供により多様な生き方の実現を支援してまいります。

からだの健康づくり、こころの健康づくりに文化・スポーツは大変重要です。特に、スポーツでは、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2021年のワールドマスターズゲームズに続き、2024年には本県で国民体育大会（国民スポーツ大会）、全国障害者スポーツ大会を開催いたします。本県のスポーツ振興はもちろんのこと、大会に向けた準備や湖国のアスリート養成、スポーツボランティアの育成等をおして、健やかにスポーツを楽しむ環境づくりや、文化の発信を進めてまいります。

次に、「社会の健康」について申し上げます。

人口減少、超高齢社会を迎える中で、すべての人に居場所と出番がある、共生社会づくりに向けた取組を進めてまいります。また、つくる力、ひろがる力で活力のある暮らしを実現してまいります。

具体的には、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、多様な交流の場や居場所の創出、再犯防止の推進などに取り組んでまいります。同時に、次世代に向けた、防災・減災のためのインフラ整備を着実に進めてまいります。

また、事業承継支援による県内企業の発展支援や、力強い農業の実現、滋賀で就職・起業・創業する若者の支援などにより、次世代成長産業の創出と産業人材の確保・育成を進め、産業の振興を図ります。

公共交通につきましては、歳を重ねても身体が不自由になっても行きたいところに行け、人々がいきいきと暮らしていける街づくりに向け、バス路線等充実への社会実験、自動運転や住民による輸送に係る社会実験、鉄道の利用促進など、地域の実情にあった「移動手段」の確保・充実等に取り組めます。

地域防災力の向上については、地震防災プランや原子力災害対策を着実に進めるとともに、ハード・ソフト両面の流域治水、土砂災害対策の充実などに取り組めます。

現在進めている「今後の大戸川治水に関する勉強会」につきましては、開かれた議論を行い、まず、私たち県民の理解を深めるとともに、検証の結果等について、国や下流府県への説明に活用してまいります。

最後に、すべての土台となる「自然の健康」について申し上げます。

琵琶湖をお預かりする滋賀県には、琵琶湖の恵みを子や孫の世代に大切につないでいく重大な責務があります。生物多様性に向けた取組とともに、守る力、活かす力で琵琶湖保全と再生に取り組んでまいります。

具体的には、琵琶湖固有種であるニゴロブナや、アユの漁獲量が減少している中で、水産資源の回復や消費拡大に取り組むとともに、内湖の再生や外来生物対策、水草対策を進めてまいります。また、琵琶湖の活用に向けた適正な負担と利活用の仕組みづくりにも取り組んでまいります。

環境への負荷を減らすため、環境こだわり農業をさらに拡大するとともに、オーガニック農業を推進します。

また、琵琶湖の健康を維持するためには、滋賀県面積の半分を占め、琵琶湖の源流である森林の健康も大変重要であります。去る7月15日から18日にかけて、私も多賀町での短期居住において、伐採や搬出後の山の様子など林業の現場を実際にこの目で見て、学ばせて頂いたところです。

具体的な取組といたしましては、林業成長産業化プロジェクトや人材育成、鳥獣対策などに取り組んでまいります。

2021年の全国植樹祭の本県開催を契機とし、今後創設が予定される森林環境譲与税を活用しながら、森林づくりの取組をさらに進めてまいります。

以上申し上げます。取り組んでまいりました取組を着実に推進し、県民の皆様のご負託に応えていくためには、行政を担う滋賀県庁として、経営方針を明確に定め、組織一丸となって取り組んでいくことが重要となります。

現在、「次期行政経営方針」の検討作業を進めているところですが、多様な主体との連携のもと、刻々と変化する様々な行政課題にしっかり向き合い、新しい時代を切り拓く組織に進化することを目指してまいります。

また、財政の健全化も大きな課題の一つです。直近の状況変化を踏まえ、改めて「財政収支見通し」を試算し、見込まれる財源不足に対しまして、今後、具体的な収支改善目標を設定し、全庁挙げて健全化に向けて取り組みます。

人・モノ・情報といった県の経営資源を政策の実現のために最大限活用することはもとより、限られた「財源」をどこに振り向け、滋賀の将来の発展にどのようにつなげていくかということについてももしっかり議論しながら、聖域を設けることなく、不断の行財政改革に取り組んでまいります。

以上、私の決意と所信の一端を申し述べさせていただきました。

私は、今回の知事選挙をとおして、「みんなでつくろう！健康しが」ということを申し上げ、多くの皆さまに御賛同いただいたと感じています。そうした中、病気と闘われている方々や障害のある方々、またご高齢の方々、過疎化で悩まれる地域の方々などからは、自分は三日月さんの言う「健康しが」の土台づくりに参加できているのか、参加できるのだろうか、という不安の声も多く頂きました。

「健康しが」は、県民みんなでつくりあげていくものです。滋賀県に暮らす方々が、共にその歩みに参加できる取組を、市町や国、関係団体の皆さんとも協力しながら、一緒に考え、一緒に進めて参りたいと考えております。

また、今年度中には、次期基本構想について、御審議いただき、策定してまいりる予定でございます。

県民の皆様への御期待に応え、県勢を発展させていくため、本県の将来を見据えた議論に向けて、県議会議員の皆様方には格別の御理解と御協力、また御指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、新学習船「うみのこ」の就航について申し上げます。

今回の新学習船「うみのこ」の建造に当たりましては、議員各位、また、県民の皆様より多大なる御支援、御協力を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

おかげさまで、去る6月4日に出航式を開催し、無事、児童学習航海を開始することが出来ました。

この「うみのこ」によるびわ湖フローティングスクール事業は、昭和58年以来、母なる湖・琵琶湖を体感し、地域や人とふれあう、国内外でも稀にみる、滋賀ならではの教育プログラムであり、船での宿泊体験型の学習を通じまして、子ども達は環境に主体的に関わり、協力し合い、お互いを思いやる、貴重な経験をすることができます。これまでの乗船児童数は54万人を超えており、ふるさと滋賀での共有体験として、多くの滋賀県民の心の中に、たしかな形で息づいています。

今回の新船では、デジタル顕微鏡や水中カメラ、タブレット等の備品、また船内LAN、衛星写真シートなどを新たに整備し、より主体的、探究的に学べるよう、学習内容の充実を図りました。地上からは見えない湖底の様子、鮮明に観察できるミクロの世界、さらには、宇宙から見た滋賀県の様子など、「うみのこ」ならではの本物体験に、子どもたちは目を輝かせて取り組んでいます。

新船に乗船した子どもたちの感想を少し紹介させていただきます。

「水中カメラが沈んでいくとき、とてもわくわくしていました。何が見えるのかな、どんな生き物がいるだろうって。湖底に到着すると、砂煙が舞いました。少し経つとタニシやカワニナが見えました。すると一瞬、魚が横切りました。見たことのない姿の魚でした。友だちと『なんていう種類か調べよう』って言い合いました。」

子どもたちの高揚感と期待感が伝わってくるようで、私自身、大変喜ばしく、また、誇らしく感じております。

こうした体験を通じて、滋賀の未来を担う子ども達に、豊かな人間性、琵琶湖や自然を思う心、さらには、ふるさと滋賀を思う心を、育んでまいりたいと考えています。

今後とも、この「うみのこ」によるびわ湖フローティングスクール事業の更なる発展に向け、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、滋賀県観光キャンペーン「虹色の旅へ。滋賀・びわ湖」について、申し上げます。

本キャンペーンは、今月 15 日から始まり、今後、年末の 12 月 24 日までの約 5 か月間にわたりまして、本県の多様な観光素材や魅力を虹になぞらえ、「歴」「食」「遊」など 7 つのカテゴリーのもと、19 市町と事業者の皆様との連携により、県内各地で展開していくこととしております。

皮切りとなりますオープニングイベントにつきましては、去る 15 日、16 日の 2 日間、米原駅東口の特設会場におきまして開催いたしました。

16日には滋賀ふるさと観光大使の西川貴教さんにもご出席いただき、暑い中ではございましたが、多数の皆様のご来場のもと盛況の中スタートを切ることが出来ました。

昨年度開催しました「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」の成果を活かし、キャンペーン期間中には、これまで県内の各地域で磨き上げてこられた観光素材が300を超える多彩なまちめぐりや体感プログラムとなって展開されるほか、イナズマロックフェスとのタイアップをはじめ、特別イベントや観光パスポート、クーポンブックによる周遊促進により県内に広く効果が及ぶよう取り組んでまいります。

本観光キャンペーンにより、全国に滋賀の魅力を発信いたしますとともに、観光を通じた交流人口の拡大、本県経済への波及効果によりまして、活力ある滋賀県を目指して展開して参りますので、ご理解と、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、

議第89号および議第100号が、一般会計の補正予算でございます。

議第89号は、アユの緊急資源対策に関する経費や、国庫補助負担金の内定を踏まえた道路関係公共事業などの経費の追加を行おうとするもの、

また、議第100号は、先ほど申し上げました、災害への対応として、ブロック塀等の対策や、米原市の竜巻被害からの復旧を図るための経費の追加を行おうとするものでございまして、総額で20億5,894万5千円の増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第 90 号は、地方税法の一部改正等に伴い、滋賀県税条例等の一部を改正しようとするものです。

議第 91 号は、地方拠点強化に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者に対する軽減措置の延長および拡充を行おうとするものです。

議第 92 号は、古物営業法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものです。

議第 93 号は、医療法施行規則の一部改正に伴い、療養病床を有する病院の看護師等の人員配置基準に係る経過措置の延長その他必要な規定の整備を行おうとするものです。

議第 94 号は、建築基準法の一部改正に伴い、接道規制の適用除外に係る手続きが合理化されたことおよび仮設興行場等の使用期間の特例制度が新たに設けられたことから、滋賀県建築基準条例および滋賀県使用料および手数料条例の改正を行おうとするものです。

次に、その他の案件でございますが、

議第 95 号から議第 97 号までは、契約の締結について、

議第 98 号は、契約の変更について、

議第 99 号は、損害賠償の額を定めることについて、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

最後に、人事案件でございますが、

議第 101 号は、滋賀県公安委員会委員に大塚良彦氏を任命することについて、

議第 102 号は、滋賀県人事委員会委員に桂 賢氏を選任することについて、

それぞれ同意を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。